

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 規 則

○ 肝炎治療に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則 (疾病・感染症対策室) 一  
○ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿の閲覧に関する規則 (住 宅 課) 二

### 告 示

○ 国土調査の成果の認証 (地域復興支援課) 三  
○ 生活保護法による医療機関の指定 (社会福祉課) 三  
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (同) 三  
○ 農用地利用配分計画の認可の申請 (農業振興課) 四  
○ 肥料の登録 (農産園芸環境課) 四  
○ 肥料の登録有効期間の更新 (同) 四  
○ 肥料の登録事項の変更 (同) 五  
○ 肥料の登録の失効 (同) 五  
○ 普通肥料の検査結果の公表 (同) 六  
○ 特殊肥料の検査結果の公表 (同) 六  
○ 県営土地改良事業の換地処分 (農村整備課) 七  
○ 保安林の指定の予定 (森林整備課) 七  
○ 宅地建物取引業者の免許の取消し (建築宅地課) 八  
○ 土地改良区の定款変更の認可 (東部地方振興事務所) 八  
○ 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の中止の公告 (危機対策課) 八  
○ 公聴会の開催 (都市計画課) 八  
○ 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

ページ

(二件)

### 教育委員会

○ 宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則

### 人事委員会

○ 人事委員会規則七十八(管理職手当)の一部を改正する規則

○ 人事委員会規則十一(管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

正する規則

### 公安委員会

○ 道路交通法第五十一条の十三第一項第一号イに規定する駐車監視員資格者講習の開催について

者講習の開催について

## 規 則

肝炎治療に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○ 宮城県規則第五十六号

肝炎治療に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則

肝炎治療に係る医療費用交付規則(平成二十年宮城県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

様式第二号(その二)及び様式第二号(その三)から様式第二号(その五)までの規定中

(教育庁高校教育課)

一〇

一一

一一

一一

「 (2) ウイルス型 (セロタインア (グループ) 1) (検査日: 年 月 日) セロタインア (グループ) 2 ) 」を

「 (2) ウイルス型 (ア) セロタインア (グループ) 1 又はジェノタイプ1 (検査日: 年 月 日) (イ) セロタインア (グループ) 2 又はジェノタイプ2 ) 」を

「 3 記入漏れのある場合は認定できないことがあるので、御注意ください。 」を

「 3 記入漏れのある場合は認定できないことがあるので、御注意ください。 」を

「 4 検査所見2(2)については、該当するセロタインア (グループ) を○で囲んでください (ジェノタイプ検査を実施した場合は、該当するジェノタイプを○で囲んでください)。 」

様式第一号 (ヤの六) 及び様式第二号 (ヤの十) 中

「 (2) ウイルス型 (セロタインア (グループ) 1) (検査日: 年 月 日) セロタインア (グループ) 2 ) 」を

「 (2) ウイルス型 (検査日: 年 月 日) (ア) セロタインア (グループ) 1 又はジェノタイプ1 (イ) セロタインア (グループ) 2 又はジェノタイプ2 (ウ) 上記のいずれにも該当しない (ジェノタイプ検査データがある場合は記載: ) ) 」を

「 3 記入漏れのある場合は認定できないことがあるので、御注意ください。 」を

「 3 記入漏れのある場合は認定できないことがあるので、御注意ください。 」を

「 4 検査所見1(2)については、該当するセロタインア (グループ) を○で囲んでください (ジェノタイプ検査を実施した場合は、該当するジェノタイプを○で囲んでください)。ア又はイに該当しない場合は、ウに記載してください。 」

様式第五号 (ヤの二) 及び様式第五号 (ヤの三) 中「セログループ1」の「ジェノタイプ1」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の肝炎治療に係る医療費用交付規則による様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の肝炎治療に係る医療費用交付規則の規定によるものとみなす。

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿の閲覧に関する規則をここに公布する。

平成二十九年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十七号

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿の閲覧に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 (平成十九年法律第十二号) 第十三条の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿 (以下「登録簿」という。) の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所)

第二条 登録簿を一般の閲覧に供するため、登録簿の閲覧所 (以下「閲覧所」という。) を宮城県土

木部住宅課内に設置する。

(閲覧所の利用時間)

第三条 閲覧所の利用時間は、午前九時三十分から午後四時三十分までとする。

2 閲覧所は、宮城県の休日を含め定める条例（平成元年宮城県条例第十号）第一条第一項に規定する県の休日には、閉鎖する。

3 前二項の規定にかかわらず、知事は、登録簿の整理その他の理由により必要と認める場合は、臨時に閲覧所を閉鎖し、又は閲覧時間を短縮することができる。この場合において、知事は、その旨をあらかじめ閲覧所に掲示するものとする。

(持出しの禁止)

第四条 登録簿は、閲覧所以外の場所に持ち出してはならない。

(閲覧の停止又は禁止)

第五条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、登録簿の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- 一 前条の規定に違反した者
- 二 登録簿を汚損し、若しくは破損した者又はそのおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼした者又はそのおそれがあると認められる者
- 四 登録簿の閲覧に関して職員の指示に従わない者

附則

この規則は、平成二十九年十月二十五日から施行する。

告 示

○宮城県告示第九百三十九号  
国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

平成二十九年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称  
白石市

二 調査を行った時期

平成二十七年年度から平成二十八年度まで

三 成果の名称

白石市の地籍図及び地籍簿  
四 調査を行った地域

白石市小下倉字以保石、同字石田、同字岩下、同字内新田、同字ウツキ崎、同字河原田、同字上川原、同字上新田、同字北畑、同字下新田、同字関下、同字関前、同字田中前、同字高松下、同字館腰、同字八反田、同字宮田、同字六角元、同字岩崎山、同字大土路、同字コップウチ山、同字中川原、同字山岸、同字山口、同字入山、同字岩崎下、同字高松山、同字西ノ入、同字山口山、同字大久保、同字柳川原、郡山字穴口山、同字合休沢、同字金山、同字寺入山

五 認証年月日

平成二十九年十月十三日

○宮城県告示第九百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成二十九年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
かしまだい中央眼科	大崎市鹿島台木間塚字小谷地三百八十三番地五	平成二十九年四月一日
みちのく正宗デンタルクリニック名取診療所	名取市飯野坂三一五一 イオンタウン名取2F	平成二十九年四月三日
あん暖手ナースステーション	石巻市須江字しらさぎ台三丁目三番八号 メゾン・ド・エグレットB一〇一・一〇二	平成二十八年十二月十五日
ぷりけあ訪問看護ステーション	石巻市蛇田字南久林十四一三 ユニバーサルI一〇二号	平成二十九年三月三十日

○宮城県告示第九百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十九年十月二十日

名 称	所在地	宮城県知事 村 井 嘉 浩
かしまだい中央眼科	大崎市鹿島台木間塚字小谷地三百八十三番地五	
	平成二十九年四月一日	

○宮城県告示第九百四十二号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成二十九年十月二十日から平成二十九年十一月六日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 申請年月日

平成二十九年十月六日

三 縦覧場所

宮城県庁（農林水産部農業振興課）

○宮城県告示第九百四十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成二十九年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			その他の規格	生産業者の氏名	生産業者の住所	有効期限
				窒素全量	りん酸全量	加里全量				
平成二十九年 五月二十四日	第六〇二号	副産石灰肥料	かきがら副産石 灰				含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	誠信産業株式会社	岐阜県羽島市足近町南宿 一五六番地一	平成三十五年 五月二十三日
平成二十九年 八月九日	第六〇三号	副産石灰肥料	カキ殻石灰				含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	グリーンプラン株 式会社	宮城県登米市登米町寺池 銀山六〇一	平成三十五年 八月八日

○宮城県告示第九百四十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録有効期間の更新をした。

平成二十九年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

更新年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			アルカリ分	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称	生産業者の住所	有効期限
				窒素全量	りん酸全量	加里全量					
平成二十九年七月五日	第四六五号	魚かす粉末	イナホ9魚粕粉末	九・〇	四・〇			株式会社稲井	宮城県塩竈市港町二丁目四番一五号	平成三十五年七月二十九日	
平成二十九年七月五日	第四六六号	魚かす粉末	イナホ10魚粕粉末	一〇・〇	三・〇			株式会社稲井	宮城県塩竈市港町二丁目四番一五号	平成三十五年七月二十九日	
平成二十九年七月二十七日	第四九七号	米ぬか油かす及びその粉末	王将印脱脂糠	二・五	六・五	二・五		三和油脂株式会社	山形県天童市一日町四丁目一番二号	平成三十五年八月十七日	
平成二十九年九月十九日	第四五一号	加工家さんふん肥料	ダテユキペレ	三・五	三・五	二・〇		伊達物産株式会社	福島県伊達市梁川町字谷川一三番地	平成三十五年十月八日	

○宮城県告示第九百四十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録事項に係る変更の届出があった。

平成二十九年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名又は住所	変更の内容		変更年月日
				変更事項	変更後	
第五三九号	消石灰	68防散消石灰	東和石灰工業株式会社 宮城県登米市中田町上沼字北桜場八六番地	生産する事業場の名称及び所在地	東和石灰工業株式会社 宮城県登米市東和町米谷字新大沢四番地	平成二十九年六月一日
第四九七号	米ぬか油かす及びその粉末	王将印脱脂糠	三和油脂株式会社 山形県天童市一日町四丁目一番二号	代表者	山口 興左衛門	平成二十七年九月三日

○宮城県告示第九百四十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

平成二十九年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

失効年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			その他の規格	生産業者の氏名 又は名称	生産業者の住所
平成二十九年七月二十一日	第五七四号	副産石灰肥料	南星カキガラ副産石灰	窒素全量	りん酸全量	加里全量	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	南星産業株式会社	奈良県大和郡山市發志院町三七八番地
平成二十九年七月二十一日	第五七五号	副産石灰肥料	誠信かきから副産石灰				含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	誠信産業株式会社	岐阜県羽島市足近町南宿一五六番地一
				アルカリ分					

○宮城県告示第九百四十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十九年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十九年三月～平成二十九年七月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要		備考
			分析検査項目	指摘事項	
消石灰	宮城石灰工業株式会社	68%防散消石灰	主成分 A L		立入年月日 平成二十九年六月二十七日
消石灰	有限会社三和産業	70消石灰	主成分 A L		立入年月日 平成二十九年六月二十七日

(注) 一 分析検査及びその他の検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料一点について検査した結果である。

二 分析検査の項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

三 主成分の略号は、次のとおりである。

T N ー 窒素全量、T P ー りん酸全量、T K ー 加里全量、A L ー アルカリ分

○宮城県告示第九百四十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十九年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十九年三月～平成二十九年七月分

堆肥	の特殊指定肥料名料	生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者	(届出及び商品名)	検査の結果							備考		
				(%)TN	(%)TP	(%)TK	(mg/kg)TCu	(mg/kg)TZn	(mg/kg)TCaO	C/N		(%)水分	その他 の検査
堆肥	株式会社宮城発酵		みちのく有機堆肥	〇・四四	〇・六〇	〇・六八	二四・四	二四三	五八三〇	二六	六四・八		立入年月日 平成二十九年七月四日
堆肥	グリーンプラン株式会社		腐葉土(腐植樹皮入り)	〇・六四	〇・六六	〇・七五				二四	五九・八		立入年月日 平成二十九年七月十一日
堆肥	グリーンプラン株式会社		腐葉土(木の葉100%)	〇・七二	〇・四三	〇・四四				二一	五五・二		立入年月日 平成二十九年七月十一日
堆肥	ゴールド興産株式会社		カルシウム(8%)	一・六三	三・八三	三・〇七	八二・四	四六七		一〇	一九・五		立入年月日 平成二十九年七月十二日
堆肥	ゴールド興産株式会社		バッチリ(七五三)	四・五六	六・六四	三・二九	七七・七	三九三		四	一七・七		立入年月日 平成二十九年七月十二日
堆肥	山田 克徳		堆肥	〇・四九	〇・六四	〇・七八				三五	六二・一		立入年月日 平成二十九年七月二十五日

備考 一 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。

TN：窒素全量、TP：りん酸全量、TK：加里全量、TZn：亜鉛全量、TCaO：石灰全量、C/N：炭素窒素比、水分：水分含有量

二 分析値は、TCu、TZn及びTCaOについては乾物当たりの数値、それ以外の項目については現物当たりの数値である。

○宮城県告示第九百四十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良

事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十九年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

三輪田地区

二 処分の年月日

平成二十九年十月四日

○宮城県告示第九百五十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安

林の指定をする予定である。

平成二十九年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

石巻市十八成浜葉ノ木沢二七、二八、二九の一、三〇、三三の一・三三の三・三四の二(以上三

筆について次の図に示す部分に限る。)、四一の一、四二の一、五二、太田山四の五、大嵐山四の四

四、清崎山一の一六、一の一八、一の三三、一の七三

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整

- 備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百五十一号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定により、次の者の宅地建物取引業の免許を取り消した。

平成二十九年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 宅地建物取引業者の商号及び事務所の所在地

立興商事株式会社

仙台市青葉区小田原五丁目一番四十六号

二 免許の年月日及び免許証番号

平成二十四年十月三十一日 宮城県知事（七）第三千三百八十八号

三 処分した年月日

平成二十九年十月十一日

○宮城県告示第九百五十二号

穴山土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十九年十月十二日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十九年十月二十日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 加 藤 慶 太

## 公 告

○平成二十九年九月二十二日付けで公告した政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札を中止するので、次のとおり公告する。

平成二十九年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札を中止する調達案件
  - 1 調達案件及び数量 総合防災情報システム等改修業務 一式
  - 2 委託期間 契約締結の日から平成三十年三月十六日まで

3 履行場所 宮城県仙台市青葉区本町地内 外

二 入札を中止する理由

入札参加条件に係る公告内容に錯誤があったため。

三 その他

この入札中止の公告の内容についての問い合わせ先は、次のとおりとする。

千九八〇―八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県総務部危機対策課防災対策班（担当 佐々木 靖 電話〇二二―二二―二三七五）

○都市計画に関する公聴会規則（昭和四十五年宮城県規則第三号）第二条第一項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

平成二十九年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公聴会の日時及び場所

日 時	場 所
平成二十九年十一月七日（火）午後七時から	仙台市青葉区国分町三丁目七番一号 仙台市役所

二 件名

仙塩広域都市計画の変更（素案）について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者（以下「公述申出者」という。）は、仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町及び大衡村の住民又は利害関係人とする。

四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業（法人にあっては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係）を記載した書面（以下「公述申出書」という。）により、宮城県知事に申

し出ること。

- 2 公述申出書の提出期限は、平成二十九年十月三十一日（火）までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。
- 3 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき、又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。
- 4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。

五 素案の概要

- 1 仙塩広域都市計画区域について、次のとおり変更する。
- (一) 次の地区について、都市計画区域に編入する。

市 町 村 名	地 区 名	面 積 (ha)
仙台市	仙台港	二・九
塩竈市	芦畔町	〇・一
松島町	幡谷	〇・六

(二) 次の地区について、都市計画区域から除外する。

市 町 村 名	地 区 名	面 積 (ha)
大崎市	鹿島台大迫	〇・六

2 仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更し、次の事項を定める。

- (一) 都市計画の目標
- (二) 区域区分の決定の有無及び区域区分の決定の方針
- (三) 主要な都市計画の決定の方針
  - (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
  - (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
  - (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(5) 防災に関する都市計画の決定の方針

3 仙塩広域都市計画区域区分について、次の地区を市街化区域に編入する。

市 町 村 名	地 区 名	面 積 (ha)
塩竈市	芦畔町	〇・一
多賀城市	八幡	一七・二
岩沼市	玉浦西	二〇・〇
富谷市	明石台東	四三・五
大衡村	ときわ台団地	四・七

六 その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、宮城県土木部都市計画課（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三二・三三三四）に行うこと。

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量

- 1 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 宮城県石巻商業高等学校 一式
  - 2 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 宮城県柴田農林高等学校 一式
  - 3 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 宮城県小牛田農林高等学校 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日

一の1～一の3 平成二十九年八月七日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地

- 一の1 富士通リース株式会社東北支店 仙台市青葉区中央三丁目二番二十三号
- 一の2 東京センチュリー株式会社東北支店 仙台市青葉区一番町三丁目一番一号

一の3 株式会社SK2石巻営業所 石巻市鑄銭場一番九号  
五 落札金額

一の1 七千二百二十一万千円

一の2 四千二百四十九万二千円

一の3 二千三百三十四万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十九年六月二十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立学校教育用コンピュータ貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三

丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十九年八月八日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NECキャピタルソリューション株式会社東北支店

仙台市青葉区中央四丁目六番一号

五 落札金額 三千四百四万四千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十九年六月二十七日

### 教育委員会

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十月二十日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第十六号

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則

宮城県立高等学校学則（昭和二十五年宮城県教育委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表宮城県泉松陵高等学校の項中

二八〇 二八〇 二八〇

を

二四〇 二八〇 二八〇

に改め、同表宮城県塩釜高等学校の項中

三三〇 三三〇 三三〇

を 二八〇 三三〇 三三〇 に改め、同表宮城県気仙沼高等

学校の項中

二〇〇 二四〇 二四〇

を 二四〇 二八〇 三三〇 に改め、同表宮城県

気仙沼西高等学校及び宮城県角田高等学校の項を削り、同表宮城県多賀城高等学校の項中

二八〇 二四〇

を 二四〇〇 に改め、同表宮城県岩ヶ崎高等学校の項中

普通科 三年 男女 二一〇 二一〇 二一〇

創造工学科 三年 男女 二一〇 二一〇 二四〇

を

普通科 三年 男女 一一〇 一一〇 一一〇

に改め、同表宮城県石巻西高等学校の項

中 二〇〇 二〇〇 二〇〇

を 一六〇 二〇〇 二〇〇 に改め、同表宮城県蔵王高等

学校の項中

一 八〇

に改め、同表宮城県志津川高等学校の項中

一一〇 八〇

を 八〇 に改める。

別表第一第二号の表宮城県角田高等学校の項中

一 一六〇

に改め、同表宮城

蔵王高等学校の項を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

### 人事委員会

人事委員会規則七十八(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十月二十日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七十八(管理職手当)

人事委員会規則七十八(管理職手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七十八(管理職手当)の一部を次のように改正する。

別表第一知事の項中

地域事務所長	五種
支 所 長	

を「地域事務所長」に、

地域事務所長	五種
--------	----

「部長(畜産振興部長を除く)」「支所長(畜産振興部長を除く)」を「地域事務所長(畜産振興部長を除く)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則七十八の規定は、平成二十九年十月十日から適用する。

人事委員会規則十一(管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十月二十日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則十一(管理職員等の範囲を定める規則)

人事委員会規則十一(管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条第四項の規定に基づき、人事委員会規則十一(管理職員等の範囲を定める規則)の一部を次のように改正する。

別表第一県税事務所の項及び地方振興事務所の項中「支所長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 公安委員会

○宮城県公安委員会告示第百四十五号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第五十一条の十三第一項第一号イに規定する駐車監視員資格者講習等について、確認事務の委託の手続等に関する規則(平成十六年国家公安委員会規則第二十三号)第六条の規定により、次のとおり実施する。

平成二十九年十月二十日

宮城県公安委員会

一 実施日時

(一) 講習

平成三十年一月二十四日(水)及び同月二十五日(木)の二日間  
各日午前八時四十五分から午後五時まで

(二) 考査

平成三十年二月一日(木)午前九時から午前十時まで

二 実施場所

(一) 講習

宮城県仙台市青葉区上杉三丁目三番一号 バレス宮城野

(二) 考査

講習場所と同じ

三 駐車監視員資格者講習の受講手続

(一) 申込書類

ア 駐車監視員資格者講習申込書 一通

駐車監視員資格者講習申込書(以下「受講申込書」という。)は、平成二十九年十二月六日(水)から平成三十年一月五日(金)の午前九時から午後五時までの間に、宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係及び宮城県内の各警察署交通課において配布する。ただし、土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に定める休日を含む)を除く。

イ 写真 一枚

申込前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの

